

第3章 就労の支援・退職時の手続き

認知症の診断を受けた場合でも、周囲の配慮を得て仕事を継続することが可能な場合があります。また、退職した場合でも、病気に対する配慮がある職場を探すことができます。専門の窓口がありますので、活用しましょう。仕事を長期間休む場合や、退職した場合に必要な手続きについても把握しておくで安心です。

1. 就労に関する支援窓口

障害者職業センター

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて設置・運営されている施設です。ハローワーク、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障害のある方、障害者雇用を検討している、または雇用している事業主の方、障害のある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供しています。

対象者

障害のある方で、就労している方や就労を希望している方が対象です。
利用に際して、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の有無は問いません。

支援内容

<職業相談・職業評価>

- ・ 就職の希望などを把握した上で、安定した職業生活、就職、復職に向けての現状や目標を整理するための相談や職業能力などの評価を行います。
- ・ 個人の状況に応じた支援計画(職業リハビリテーション計画)を策定します。

<職業準備支援>

- ・ 就職または職場適応に必要な職業上の課題の把握とその改善を図るための支援
 - ・ 職業に関する知識習得のための支援
 - ・ 社会生活技能などの向上を図るための支援
- ※センター内での作業体験や講習、グループミーティングなどを通じて、作業面・対人面に関するご自身の特徴(得意なこと、苦手なことなど)について理解を深めながら、就職へ向けた準備を整えます。
- ※支援期間(2～12週間)と開始日(随時)は相談のうえ決定します。
- ※費用は無料ですが、工賃・交通費などの支給はありません。

<職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援>

- ・ 事業所にジョブコーチを派遣し、障害者および事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な支援を行います。

利用

相談・利用はすべて無料です。相談は予約制です。事前に電話で連絡してください。

問い合わせ・相談先

名 称	福井障害者職業センター
所 在 地	福井市光陽2-3-32
電 話 番 号	0776-25-3685
時 間	月～金曜日 午前8時45分から午後5時00分まで(祝日・振替休日・年末年始はお休み)

障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センターは、就業およびそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センターの窓口での相談や職場・家庭訪問などを行います。障害者の方の就職に向けた支援、在職者への支援、事業主に対する助言、日常・職業生活上の支援や助言を受けることができます。

対象者

障害のある方で、福井県内に居住地のある方(居住地によって担当のセンターが異なります)
障害のある方のご家族、支援者の方
現在、障害のある方を雇用している事業主の方
障害のある方の雇用を考えている事業主の方

支援内容

<就業に関する相談支援>

- ・ 就職に向けた準備支援(職業準備訓練、職場実習の斡旋)
- ・ 就職活動の支援(ハローワークへの同行、面接への同行)
- ・ 職場定着に向けた支援

<障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業主に対する助言>

<日常生活・地域生活に関する助言>

- ・ 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理などの日常生活の自己管理に関する助言
- ・ 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言

<関係機関との連絡調整>

利用

相談、利用は無料です。まずはお電話か来所でご相談ください。相談内容に応じた支援を行います。

問い合わせ・相談先

▶ 嶺北地域の方

名 称	福井障害者就業・生活支援センター ふっとわーく
所 在 地	福井市三郎丸4-303
電 話 番 号	0776-97-5361
時 間	月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで(祝日・振替休日・お盆・年末年始はお休み)

▶ 嶺南地域の方

名 称	嶺南障害者就業・生活支援センター ひびき
所 在 地	敦賀市神楽町1-3-20(敦賀市障害者地域生活支援センターこだま内)
電 話 番 号	0770-20-1236
時 間	月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで(祝日・振替休日・年末年始はお休み)



ハローワーク(専門相談窓口)

ハローワークでは、就職を希望する障害者の方に、専門の職員、相談員を配置し、ケースワーク方式により、求職申し込みから就職後のアフターケアまで一貫した職業相談、職業紹介、職場定着指導などを行っています。障害者に限定した求人のほか、一般の求人に応募することも可能です。また、個別にその方に合った求人を開拓したり、面接に同行するなど、きめ細かな支援を行っています。

対象者

障害があり、就職を希望する方が対象です。

※身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の有無は問いません。

相談内容

<仕事をしたいが、不安がある>

- ・仕事の探し方や履歴書の書き方など、就職に関する様々な相談に応じます。
- ・障害者の方を対象とした求人情報を提供します。
- ・生活面を含む幅広い支援を希望される方には、障害者就業・生活支援センターなどの支援機関を紹介します。

<どのような仕事が向いているかわからない>

- ・障害の状況やこれまでの経験などを聞きながら、アドバイスします。
- ・職業能力や適性などを把握するために、必要に応じて障害者職業センターによる職業評価を案内します。

<採用面接で、自分のことをうまく説明する自信がない>

- ・面接の受け方や履歴書の書き方などの相談に応じます。
- ・求人に応募する際、配慮を必要とする事項を求人企業に説明します。
- ・必要に応じて、ハローワークや就労支援機関の担当者が面接に同行します。

<就職しても長続きしないのではないかと心配>

- ・就職後も、ハローワークや就労支援機関が訪問などを通じて継続的に支援します。
- ・職場に適応できるよう、就労支援機関と連携して、障害者と求人企業に対する各種の支援を行います。

利用

居住地を管轄しているハローワークにお問い合わせください。 [ハローワークの一覧はP58](#)
身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はご持参ください。



2. 傷病手当金

業務外の病気やケガによる休業中、被保険者とその家族の生活を保障するための制度です。事業主から十分な報酬が受けられない場合に、加入している公的医療保険(被用者保険)から支給されます。

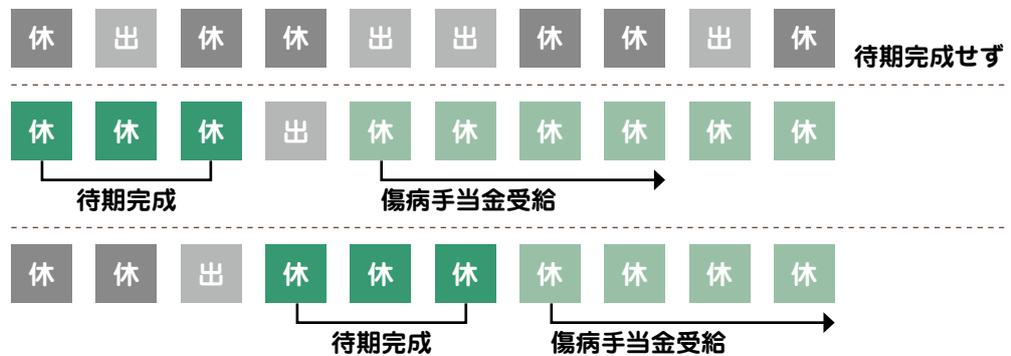
ここでは協会けんぽの制度を例に説明します。健康保険組合や共済組合の場合は加入している公的医療保険(被用者保険)によって支給内容が多少異なる場合がありますので、加入している公的医療保険(被用者保険)の窓口にお問い合わせください。

対象者

公的医療保険(被用者保険)の被保険者の方が以下のすべての条件を満たしたときに支給の対象となります。

1. 業務外の病気やケガの療養のために入院、または自宅療養の状態であること
2. 仕事に就くことができないこと(労務不能)
3. 最初に3日間連続で休み、4日目以降も就労できないこと(3日間を待期期間という)

「待期3日間」の考え方



※待期には、給与の支払があったかどうかは関係ありません。有給休暇を取得した日、土日、祝日などの公休日も労務不能であった場合は、待期期間に含まれます。

4. 休業期間に、給与の支払いがないこと

※傷病手当金は、療養中で給与がもらえない期間の生活費を保障するものです。有給休暇を取得するなどして給与が支払われている場合は支給の対象にはなりません。ただし、休業中の給与の額が傷病手当金よりも少ない場合は、差額が支給されます。

※退職後の任意継続被保険者である期間に発生した病気やケガで療養している場合は、傷病手当金の支給対象にはなりません。

※自営業の方などが加入する国民健康保険には傷病手当金の制度はありません。

内容

支給金額

下記のとおり計算します。

$$\text{1日あたりの日額} = \left[\frac{\text{支給開始日以前の継続した12か月間の各月の標準報酬月額を平均した額}}{\text{30日}} \right] \times \frac{2}{3}$$

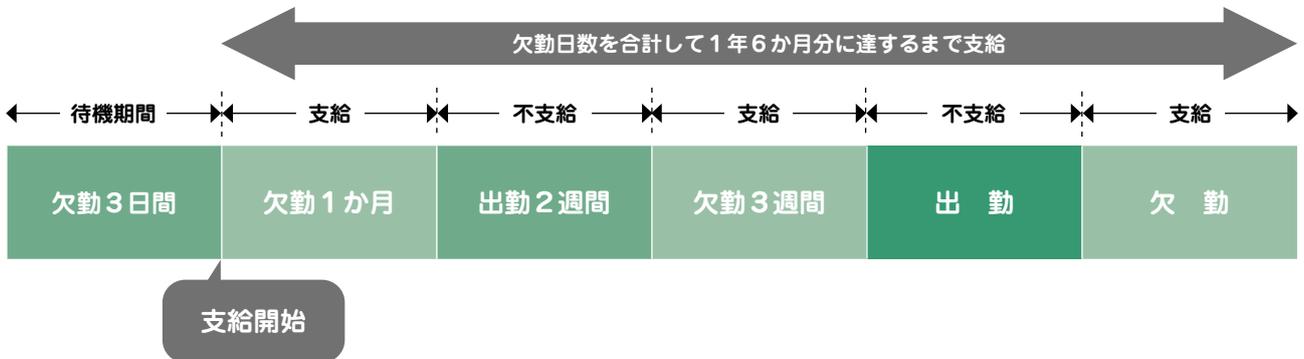
支給開始日の以前の期間が12か月に満たない場合は下記のうち、少ない方の額を使用して計算します。

1. 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
2. 支払開始日を含む年度の前年度9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額

支給期間

傷病手当金は、業務外の病気やケガのために3日間連続して仕事を休んだ後、4日目から支給されます。支給期間は最大で1年6か月間です。

症状が軽くなり、一度復職して傷病手当金の支給対象から外れた後、同じ病気で再度欠勤した場合は、最初の支給開始日から傷病手当金支給日数を通算して1年6か月までの支給となります。



退職後の支給

退職日までの公的医療保険加入期間が継続して1年以上あり、退職日に現に傷病手当金の支給を受けているか、受けられる状態(支給対象の条件1・2・3を満たす状態)であれば退職後も引き続き公的医療保険から支給されます。ただし、退職日に出勤すると、労務不能とみなされず、継続して傷病手当金を受給できなくなるため注意が必要です。

退職後、公的医療保険の被扶養者制度や国民年金の第3号被保険者制度を利用する場合、傷病手当金は「収入」とみなされます。収入要件を超えるとこれらの制度の対象にはなりませんので注意が必要です。

注意事項

以下の場合、支給日額が傷病手当金の日額より少ない場合のみ、その差額が支給されます。

- ・ 給料が支払われた場合
- ・ 同一の疾病により、障害厚生年金の給付を受けている場合
- ・ 退職後、老齢厚生年金や老齢基礎年金の給付を受けている場合

申請

加入している公的医療保険(被用者保険)に申請します。

申請書には事業主の休業日証明欄、医師の労務不能日の証明欄・医学的な所見の記入欄があるため、事業主および医師の証明が必要です。退職後の請求の場合、事業主の証明は必要ありませんが、医師の証明が必要です。
※会社員や公務員の方は、勤務先が定めている休職制度なども利用できる場合があります。就業規則などを確認してください。

3. 雇用保険(失業給付)

雇用保険の被保険者の方が、自己都合、定年、倒産、契約期間の満了などにより離職し、失業中の生活を心配しないで、新しい仕事を探し、1日も早く再就職するために支給されるものです。

対象者

下記のいずれの条件も満たす方が対象です。

1. 就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人やハローワークの努力によっても、職業に就くことができない「失業の状態」にあること。

※病気やけがのため、すぐには就職できないときや定年などで退職して、しばらく休養しようと思っているときは、基本手当を受けることができません。このような場合、受給延長の手続きをとると3年間受給期間が延長されます。

2. 離職の日以前2年間に、被保険者期間(月11日出勤)が通算して12か月以上あること。

※ただし、特定受給資格者(「倒産」「解雇」などによる離職者)または特定理由離職者(やむを得ない正当な事情で離職したことをハローワークが認めた者)については、離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上ある場合でも可。受給資格はハローワークが判断します。

内容

支給金額

雇用保険で受給できる1日当たりの金額を「基本手当日額」といいます。

この基本手当日額は、原則として離職した日の直前の6か月に毎月決まって支払われた賃金(賞与などは除きます)の合計を180で割って算出した金額(賃金日額)のおよそ50～80%(60歳～64歳については45～80%)となっており、賃金の低い方ほど高い率となっています。

基本手当日額は年齢区分ごとにその上限額が定められています。

<基本手当日額の上限額>(令和3年8月1日現在)

30歳未満	6,760円
30歳以上45歳未満	7,510円
45歳以上60歳未満	8,265円
60歳以上65歳未満	7,096円

給付日数

基本手当の支給を受けることができる日数(給付日数)は90日から360日で、年齢、雇用保険の被保険者であった期間、離職の理由などにより決定します。



申請

できれば在職中に「雇用保険被保険者証」の有無を確認してください。また、会社がハローワークに提出する「離職票」については、離職前に本人が記名することになっていますので、離職理由等の記載内容についても確認してください。離職後、「雇用保険被保険者離職票 1・2」が交付されます。

受給資格の決定までの流れ

1. 求職の申し込み

居住地を管轄するハローワークに必要な書類を提出して、求職の申し込みを行います。

ハローワークの一覧はP58

申請に必要なもの

- ・雇用保険被保険者離職票 1・2
- ・本人確認、住所および年齢を確認できる官公署の発行した写真つきのもの（運転免許証、住民基本台帳カード(写真つき)など）
- ・写真(たて3cm×よこ2.4cmの正面上半身、かつ、3か月以内に撮影したもの)
- ・印鑑
- ・本人名義の普通預金通帳
- ・個人番号が確認できるもの(マイナンバーカード、通知カードなど)
- ・精神障害者保健福祉手帳や身体障害者手帳(交付されている方のみ)

※ハローワークでは、受給要件を満たしていることを確認した上で、受給資格の決定を行いません。このときに、離職理由についても判定します。

受給資格の決定後、受給説明会の日時が指定されます。また、「雇用保険受給資格者のしおり」をもらいます。

2. 雇用保険受給者初回説明会

指定の日時に開催されますので、必ず出席してください。

「雇用保険受給資格者証」、「失業認定申告書」を受け取り、第1回目以降の「失業認定日」がいつなのか説明を受けます。

3. 失業の認定

原則として、4週間に1度、失業の認定(失業状態にあることの確認)を行います。

指定された日に管轄のハローワークに行き、「失業認定申告書」に求職活動の状況等を記入し、「雇用保険受給資格者証」とともに提出してください。

注意事項

基本手当の支給を受けるためには、失業の認定を受けようとする期間^{*1}中に、原則として2回以上(基本手当の支給に係る最初の認定日における認定対象期間中は1回)の求職活動^{*2}の実績が必要です。単なる、ハローワーク、新聞、インターネットなどでの求人情報の閲覧、単なる知人への紹介依頼だけでは、この求職活動の範囲には含まれません。

※1 認定対象期間といい、原則として前回の認定日から今回の認定日の前日までの期間を指します。

※2 就職しようとする意思を具体的かつ客観的に確認できる積極的な活動のことをいいます。



4. 公的年金の手続き

60歳前で退職した場合、加入している年金によって手続きが必要になります。厚生年金に加入していた場合は、第1号被保険者として国民年金に加入、または配偶者の加入する厚生年金の被扶養配偶者として第3号被保険者の手続きを行います。失業など、特別な事情がある方は国民年金保険料が免除される場合があります。

国民年金保険料免除

所得が少なく本人・世帯主・配偶者の前年所得(1月から6月までに申請する場合は前々年所得)が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、本人から申請書を提出し、承認されると国民年金保険料の納付が免除になります。

対象者

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な方が対象です。免除の対象に該当するかは各市町の窓口にお問い合わせください。

内容

免除される額は、[全額]・[4分の3]・[半額]・[4分の1]の4種類があります。どの免除になるかは収入などによって異なります。

手続きをするメリット

保険料を免除された期間は、免除の種類により老齢基礎年金を受け取る際に保険料納付した場合の[2分の1(税金分)]・[8分の5]・[4分の3]・[8分の7]の金額を受け取れます(手続きをせずに未納となった場合、老齢基礎年金は受け取れません)。

また、保険料免除・納付猶予を受けた期間中に、ケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。

※障害年金(2級以上)を受けている方や生活保護法による生活扶助を受けている方は「法定免除」となります。

申請

居住地の市町の窓口申請書を提出してください。各市町の窓口の一覧はP54～56

国民年金の第3号被保険者制度

厚生年金被保険者の被扶養配偶者は、20歳から60歳未満の間、第3号被保険者として国民年金に加入することになります。

対象者

被保険者により主として生計を維持されている配偶者で、下記の収入要件を満たす方が対象です。

1. 年間収入130万円未満(障害者の場合は、年間収入*180万円未満)
2. (1)同居の場合…収入が扶養者(被保険者)の収入の半分未満
(2)別居の場合…収入が扶養者(被保険者)からの仕送り額未満

※年間収入とは、過去における収入のことではなく、被扶養者に該当する時点および認定された日以降の年間の見込み収入額のことをいいます(給与所得などの収入がある場合は月額108,333円以下、雇用保険等の受給者の場合は日額3,611円以下であること)。また、被扶養者の収入には、雇用保険の失業等給付、公的年金(遺族・障害)、公的医療保険の傷病手当金や出産手当金、不動産所得なども含まれますので、注意が必要です。



内容

第3号被保険者である期間は、第1号被保険者期間と異なり、保険料を自身で納付する必要はなく、保険料納付済期間として将来の年金額に反映されます。

申請

厚生年金の被保険者が事業主を経由して「被扶養者(異動)届」を日本年金機構に提出します。
提出時期は事実発生から5日以内です。

添付書類(以下の1は全員、2については該当する場合のみ添付が必要です。)

1. 収入要件確認のための書類

(1) 所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族となっている方

- ・ 年金改定通知書(年金受給者)
- ・ 給与支払証明書(パート収入のある人)
- ・ 失業給付受給資格者証(失業給付受給者)
- ・ 通知書(傷病・出産手当受給者)

※退職後、年金収入・パート収入のない専業主婦の場合は、添付書類は不要です。ただし、被扶養者になった日が事業主への提出日より60日以上遡る場合は、以下(2)のとおり添付書類が必要となります。

(2)(1)以外の方

ア 退職したことにより収入要件を満たす場合	退職証明書または雇用保険被保険者離職票の写し
イ 雇用保険失業給付受給中の場合または雇用保険失業給付の受給終了により収入要件を満たす場合	雇用保険受給資格者証の写し
ウ 年金受給中の場合	現在の年金受取額がわかる年金額の改定通知書などの写し
エ 自営(農業等含む)による収入、不動産収入などがある場合	直近の確定申告書の写し
オ 上記イ～エ以外に他の収入がある場合	上記イ～エに応じた書類および課税(非課税)証明書
カ 上記ア～オ以外	課税(非課税)証明書

2. 内縁関係を確認するための書類 ※提出日から遡って90日以内に発行されたもの

- ・ 内縁関係にある両人の戸籍謄(抄)本
- ・ 被保険者の世帯全員の住民票(個人番号の記載がないもの)
- ・ 世帯分割をしている場合は、両人の住民票謄本

注意事項

- ・ 被扶養配偶者の年間収入が増え、上記の収入要件を満たさなくなった場合には、第3号被保険者の対象から外れることとなり、厚生年金に加入するか、自身で国民年金第1号被保険者の加入の手続きを行います。
- ・ 同時に住所が変わるときは、被保険者住所変更届の提出が必要です。
- ・ 協会けんぽ以外の公的医療保険(被用者保険)の被保険者の配偶者が被扶養者の場合は、「国民年金第3号被保険者該当(種別変更)届」のみを日本年金機構に提出してください。
- ・ 厚生年金加入の被保険者が65歳を経過し、年金の受給資格を満たす場合、被扶養配偶者は60歳までの強制加入期間は国民年金第1号被保険者となり、国民年金保険料の納付が必要になります。



5. 公的医療保険の手続き

失業時点で75歳未満の方は、失業後公的医療保険の切り替えが必要です。加入できるもののうち、保険料の負担や給付内容を考慮して選択します。特別な理由で退職した方は、国民健康保険の保険料が軽減される場合があります。

加入の方法は下記の3つです。

1. 加入していた公的医療保険(被用者保険)の任意継続制度を利用する
2. 国民健康保険に加入する
3. 家族の加入している公的医療保険(被用者保険)の被扶養者になる

公的医療保険任意継続制度

加入期間等の条件を満たす場合は、加入していた公的医療保険(被用者保険)に継続して加入することができます。保険料はすべて加入者が負担するため、保険料は在職中よりも高くなります。

ここでは協会けんぽの制度を例に説明します。健康保険組合、共済組合の場合は加入している公的医療保険(被用者保険)で内容(保険料・負担料・報酬月額の限度額・加入条件等)が異なります。退職時に加入している公的医療保険(被用者保険)にお問い合わせください。

対象者

資格喪失日の前日までに、継続して2か月以上の被保険者期間がある方が対象です。

内容

任意継続被保険者である間は、原則として在職中の被保険者が受けられる保険給付と同様の給付を受けることができます。ただし、任意継続加入中に新たに発生した傷病手当金・出産手当金は支給されません。

加入期間

任意継続被保険者となった日から2年間です。

以下の場合には資格喪失となります。

1. 任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき(被保険者証に表示されている予定年月日)
2. 保険料を納付期日までに納付しなかったとき(納付期日の翌日)
3. 就職し、健康保険組合、共済組合などの被保険者資格を取得したとき(被保険者資格を取得した日)
4. 後期高齢者医療の被保険者資格を取得したとき(被保険者資格を取得した日)
5. 被保険者が死亡したとき(死亡した日の翌日)
6. 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、保険者に申し出たとき(申出が受理された日の属する月の末日)

保険料

退職時の標準報酬月額×9.96%です(都道府県によって保険料が異なります。40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に該当する方は、これに全国一律の介護保険料率1.64%が加わります)。ただし、退職時の報酬月額が29万円以上の方は、標準報酬月額の上限を30万円として算定します。

申請

資格喪失日から20日以内に加入している公的医療保険(被用者保険)に申請します(20日は暦日数)。



国民健康保険税の軽減

国民健康保険税は前年度の収入から決定されますが、やむを得ない理由による離職等で保険税の納付が難しい場合は、保険税が軽減されます。

対象者

雇用保険の特定受給資格者(倒産、解雇など、事業主の都合で離職した人)や雇用保険の特定理由離職者(やむを得ない正当な理由で離職したとハローワークが認めた人)で保険税の納付が難しい方が対象です。

内容

国民健康保険税の算定の際、前年の給与所得を100分の30として保険税が算定されます。

離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末までの保険税に適用されます。申請日から離職日まで遡って適用され、払い過ぎた保険税は返金されます。

※軽減期間中に国民健康保険の資格を喪失した場合は、軽減措置は終了します。ただし、軽減期間中に就職、再度離職し、国民健康保険に加入した場合は軽減が受けられることがありますので、市町の窓口にお問い合わせください。

申請

居住地の市町の窓口にお問い合わせください。各市町の窓口の一覧はP54～56

公的医療保険被扶養者制度

収入要件を満たした場合は、家族が加入する公的医療保険(被用者保険)に被扶養者として加入することができます。公的医療保険では、被保険者が病気になったりけがをしたときや亡くなったとき、または、出産したときに保険給付が行われますが、その被扶養者についての病気・けが・死亡・出産についても保険給付が行われます。

ここでは協会けんぽの制度を例に説明します。家族が健康保険組合や共済組合に加入している場合は、加入している公的医療保険(被用者保険)によって加入の条件が異なる場合がありますので、加入している公的医療保険(被用者保険)の窓口にお問い合わせください。

対象者

下記のいずれかに該当し、収入要件を満たす方が対象です(後期高齢者医療制度の被保険者である人は除きます)。

1. 被保険者の直系尊属、配偶者(戸籍上の婚姻届がなくとも、事実上婚姻関係と同様の人を含む)、子、孫、弟妹、兄姉で、主として被保険者に生計を維持されている人

※「主として被保険者に生計を維持されている」とは、被保険者の収入により、その人の暮らしが成り立っていることをいい、必ずしも被保険者と一緒に生活をしていなくてもかまいません。

2. 被保険者と同一世帯(同居して家計を共にしている状態)で、主として被保険者の収入により生計を維持されている次の人

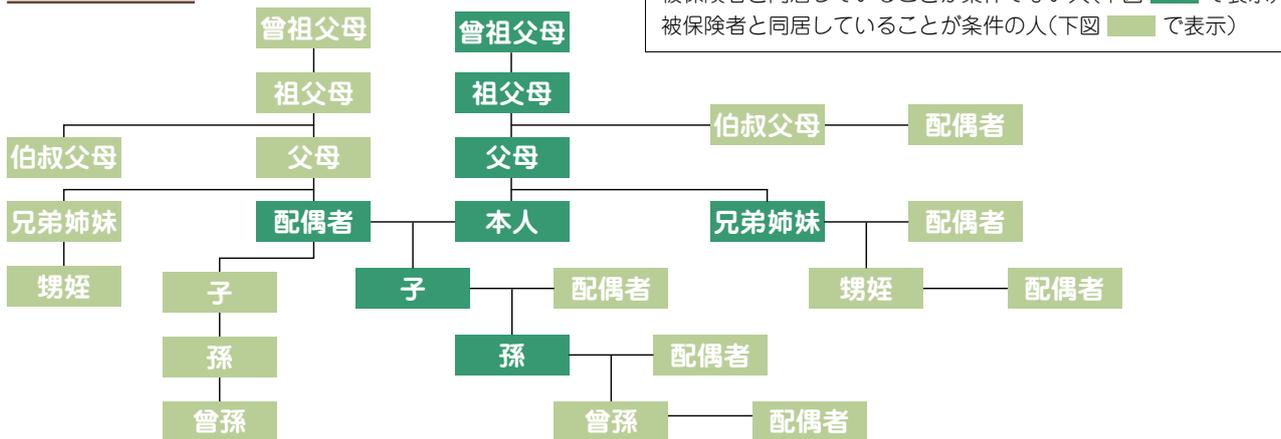
(1) 被保険者の3親等以内の親族(1に該当する人を除く)

(2) 被保険者の配偶者で、戸籍上婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の人の父母および子

(3) (2)の配偶者が亡くなった後における父母および子



親等内の親族図



収入要件

<認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合>

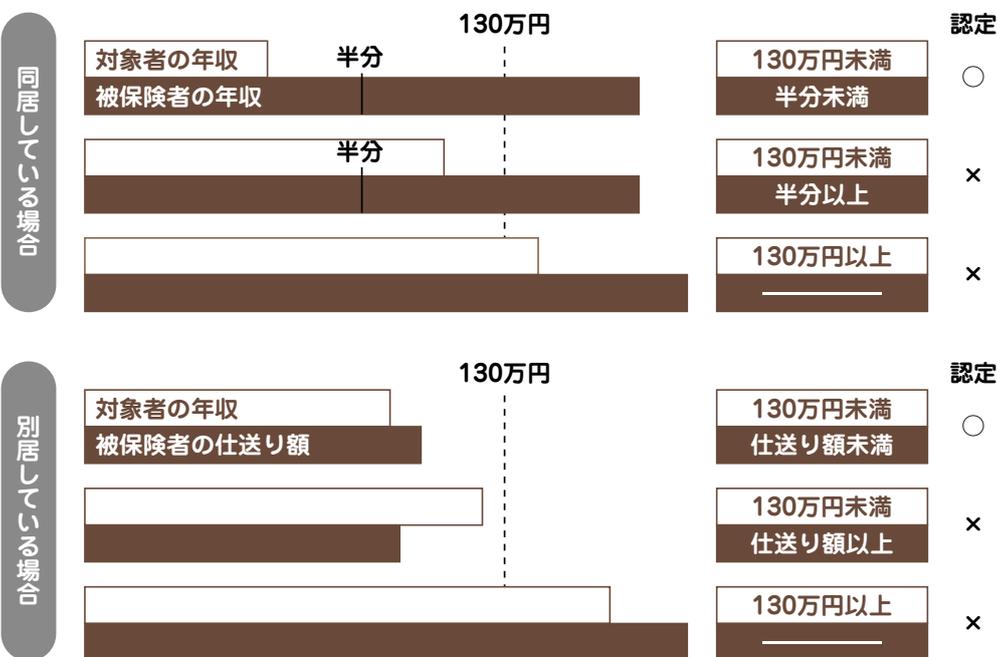
認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上または障害年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満)であって、かつ、被保険者の年間収入2分の1未満であること。

※上記に該当しない場合であっても、認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満)であって、かつ、被保険者の年間収入を上回らない場合、その世帯の生計の状況を果たしていると認められるときは、被扶養者となる場合があります。

<認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合>

認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満)であって、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ないこと。

収入要件の目安



※認定対象者が60歳以上または障害年金を受けられる程度の障害者の場合は、130万円を180万円と読み替えます。

申請

家族が加入する公的医療保険(被用者保険)に申請します。

6. 社会保険労務士会

社会保険労務士は労働社会保険に関する申請書などの作成および届出の業務、労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類の作成の業務、労務管理全般に関する相談指導業務などを行なう国家資格者です。社会保険労務士会では労働問題や年金手続についての無料相談を受け付けています。

対象者

労働問題の相談は事業主や労働者の方が対象です。年金相談はどなたでも利用できます。

相談内容

労働問題の相談窓口として「総合労働相談所」を開設し、無料の労働相談を実施しています。社会保険・年金・雇用保険・労働問題・職場トラブル・セクハラ・パワハラ問題・助成金などに関する相談に対応しています。

無料相談

労働相談、社会保険全般、助成金等の相談ができます。

場 所：福井市役所(1階市民相談室)

相談時間：毎月第1木曜日 13:00～16:00

お問い合わせは社会保険労務士会(下記問い合わせ先)までご連絡ください。

総合労働相談所【予約制】

対面方式による相談ができます。

※直接面談では話せない・遠方でお越しいただけない場合は、お気軽にお電話下さい。

場 所：福井市大手3-7-1 織協ビル7階

電 話：0776-21-4864(月～金曜日 9:00～17:00)

相談時間：毎月第1・第3金曜日 14:00～17:00

年金手続においては、県会事務局に「年金相談センター」を開設し、年金相談など、社会保険制度全般の相談に対応しています。年金相談機関として「街角の年金相談センター福井(オフィス)」を設置し、日本年金機構所管の年金事務所と連携した年金相談を行っています。

年金相談センター【予約制】

年金に関する問題全般について公的年金制度の加入者や受給者、地域住民、事業主などからの相談に応じます。相談は無料です。

※年金支給額の見込みおよび裁定請求の受付はお近くの年金事務所・街角の年金相談センター福井(オフィス)をご利用下さい。

所 在 地：福井市大手3-7-1
織協ビル7階

相談時間：毎月第1・第3月曜日
10:00～17:00

ご予約・お問い合わせは社会保険労務士会(下記問い合わせ先)までご連絡ください。

街角の年金相談センター福井(オフィス)

所 在 地：福井市手寄1丁目4-1 AOSSA(アオッサ)2階

電 話：0570-05-4890(予約専用)

受付時間：月～金曜日 9:00～17:15

(祝日・振替休日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

※国民年金に関するお手続きや、事業所からのお届けは受け付けておりません。対面のみで、電話相談は受け付けておりません。

相談内容

- ・公的年金に関するご相談、年金見込額の試算
- ・年金請求書の受付(老齢給付・遺族給付・障害給付)
- ・住所変更や受取金融機関などの変更届等の受付
- ・源泉徴収票・支払通知書・年金証書・改定通知書などの再交付受付
- ・「ねんきん定期便」などの年金加入記録についてのご相談

問い合わせ先

名 称	福井県社会保険労務士会
所 在 地	福井市大手3-7-1 織協ビル7階
電 話 番 号	0776-21-8157
時 間	月～金曜日 午前9時00分～午後5時00分